

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（同グループ間及び関連会社相互の人材及びノウハウの共有）
- b. IT 実装支援（データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援）及びDX化の推進
- c. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施）

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### ① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。具体的には、見積時ないしは契約時に、下請事業者から「法的福利費の記載を含む見積書」の提出を勧奨し、記載額の確認を行います。適切な労務費の算定がなされていないと認めた時は、必要に応じ当該下請事業者と協議を実施します。

また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### ② 支払条件

下請代金は原則として現金で支払います。当社が発注者からの支払いを受けたときは、建設業法第24条の3第1項の定めにより、「1月以内で、かつ、できる限り短い期間」での支払いを行

います。また、当社が発注者からの支払いを受けていない場合においても、下請事業者の出来高の確認をしたときは、同法の趣旨を鑑み、可能な限り同期間での支払いを行うよう努めます。

また、工事の適切な進捗管理及び出来形管理を通じ、下請事業者の出来高の適正な把握に努め、部分払いの実施等可能な限り下請事業者の事業の健全な運営に資するよう支払条件を適時見直します。

### ③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他

電子契約等、電磁的記録媒体を用いた方法による契約締結や、ITを利用した工事監理の導入に努め、移動、保管、管理等のコストの適正化に取り組み、奏功した取り組みに関して下請事業者及び関連会社と共有を行います。

下請事業者に対しては、可能な限り現金での支払いを行うように努めるとともに、支払い時期の適正化に努めます。その際、建設業法その他関係法令の遵守に努め、法令及び制度の改正にも十分に留意します。

令和6年10月23日

株式会社イトー

代表取締役 伊藤 勝利

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。